

事 業 委 員 会

平成29年12月7日 (木)

事業委員会

日 時 平成29年12月7日(木) 午前10時00分開会—午後2時37分閉会

場 所 役場3階 第2委員会

出席委員 反保委員長、辻下副委員長、坂原、和田、松尾、奥野、小川、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 道工、出口、竹原

出席理事者

田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

木下都市整備部長

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

四至本財政改革部長

鶴久森水道事業理事

佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

家永都市整備部理事

早野都市整備部理事

奥建築課長

吉田産業観光課長

是澤土木下水道課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者につきましては、中谷課長の欠席の報告を受けております。定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより事業委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後引き続き協議会を開催します。よろしくをお願いします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件5件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからをお願いします。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

奥課長。

奥建築課長 それでは委員会資料の1ページをごらんください。

平成29年度岬町一般会計補正予算（第5次）のうち、事業委員会に付託された歳入歳出予算についてご説明いたします。

14国庫支出金、2国庫補助金、住宅費補助金といたしまして6,858万円の補正計上を行うものです。

内容としましては、石綿、いわゆるアスベストの含有する仕上げ塗材の除去などの作業について、平成29年4月3日に厚生労働省から石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.10番の策定についての通知と、平成29年5月30日には、環境省から石綿含有仕上げ材の除去など作業における石綿飛散防止対策についての技術的な助言の通知がなされました。

通知の内容は建築物などの内外装仕上げに用いられる建築用外壁吹きつけ材も含む仕上げ塗材には、アスベストを含有するものがあり、建築物などの解体、改造、補修工事において、アスベスト含有仕上げ塗材を破断せずに除去などを行うことが困難であるため、除去等工法によってアスベストが飛散する可能性が指摘されています。

そこで、除去工法などに応じた適切なアスベストの飛散防止処置を講ずる必要があり、建築物の解体などの作業及び労働者が石綿などに暴露するおそれがある建築物などにおける業務での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針に基づき、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2.10版が平成29年3月に改定が行われました。

改定の箇所としましては、建築物などの解体作業への対応で、特に建築用外壁吹きつけ材も含

む仕上げ材に関する記載の追加などがございます。

そこで、町営緑ヶ丘住宅PFI事業の進捗により、既存住棟などの解体に伴う外壁仕上げ塗材のアスベスト調査を行ったところ、規定値を超えるアスベストが含まれていたことから、外壁仕上げ塗材のアスベストを除去する必要があるため、国庫支出金で補助金は2分の1でございます。

続きまして、21町債、1町債、住宅債としまして6,850万円の補正計上を行うものです。

内容としましては、町営緑ヶ丘住宅PFI事業の外壁仕上げ塗材のアスベスト除去にかかる公営住宅整備事業債でございます。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、1億3,708万円の号額補正を行うものでございます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 資料の2ページをご参照ください。歳出に入ります。

歳出といたしまして、6農林水産業費、2林業水産業費、水産業振興費といたしまして、20万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、中孝子地区の林道井塚線がイノシシの被害により、水路側の路肩が崩れ、通行に支障が生じていると自治区長より改修要望のあったものでございます。

工事箇所につきましては、5ページをご参照ください。

中孝子地区の林道伊豆賀線、中孝子地区の町道から林道伊豆賀線に入っすぐの水路側の路肩となります。

是澤土木下水道課長代理 続きまして、8土木費、2道路橋りょう費、里道管理費としまして23万8,000円を増額補正するものです。

内容としましては、平成29年9月の事業委員会協議会でご報告させていただきました土地明け渡し等請求事件に係る訴訟の判決が確定したことにより、訴訟に係る弁護士費用が確定したことに伴う弁護士委託料でございます。

続きまして、8土木費、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして608万9,000円を増額補正計上するものでございます。

内容としましては、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う増額及び地方債利子償還額の確定に伴う減額、また、地方債元金償還額の確定に伴う増額によるものでございます。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 続きまして、5住宅費、公営住宅建設事業費としまして1億3,716万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、歳入でご説明させていただいたとおり、町営緑ヶ丘住宅PFI事業の進

捗に伴う既存住棟の解体に伴う外壁仕上げ塗材のアスベストの除去をするための費用でございます。

その財源内訳としましては、公営住宅建設事業費の1億3,716万円のうち、国庫支出金が6,858万円、地方債で6,850万円、一般財源が8万円となっております。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 続きまして、11災害復旧費、1農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧費といったしまして97万2,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、災害復旧工事のための測量設計委託料となります。10月22日に発生した台風21号は各地に甚大な被害をもたらし、本町におきましても農地2カ所の畦畔が崩れたため、農業施設災害復旧事業費として国費申請するための測量設計業務を行うものでございます。

災害箇所につきましては、6ページをご参照ください。

一つ目は多奈川東畑地区の農地でございます。こちらは農地の畦畔上にコンクリート舗装している部分が長時間降り続いた雨により、基礎部分の土が崩落してしまい、約10メートルの間がコンクリートごと崩れてしまったものであります。

次に、7ページをご参照ください。

もう一つは、中孝子地区の農地であります。被害箇所は山林麓近くの農地で、農地の下側に民家が隣接しており、長時間降り続いた大雨により、山から相当量の雨水が農地に流入し畦畔が崩れたことになっております。

資料3ページにお戻りください。

続きまして、11災害復旧費、1農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費としまして125万3,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、農地と同様に10月22日に発生いたしました台風21号により、林道3カ所の路肩が崩れ、林業施設災害復旧事業として国費申請するための測量設計業務を行うものでございます。

災害箇所につきましては、8ページをご参照ください。

一つ目は多奈川地区の林道本谷線でございます。被害箇所は青少年の森キャンプ場を学校林手前付近まで進んだところとなります。水路側の路肩が約5メートルにわたり崩壊し、通行に支障が出ているものでございます。

次に、9ページをご参照ください。

こちらは孝子地区の林道孝子犬飼谷線であります。柳池から少し進んだ水路側の路肩が約10メートル崩れてしまい、通行に支障が出ているものでございます。

次に、10ページをご参照ください。

こちらは多奈川西畑地区の林道藤谷線となります。林道藤谷線は池谷の集落を奥のほうに進ん

だ林道であります、こちらも路肩が崩れ、通行に支障が出ているものでございます。

資料の3ページにお戻りください。

続きまして、11災害復旧費、1農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費人件費とい
たしまして65万5,000円を増額補正計上するものでございます。

内容につきましては、農業林業施設災害復旧の事務手続等に係る職員の超過勤務手当となって
ございます。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 委員会資料の4ページをご参照ください。

続きまして、11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費といたしまして3
76万3,000円を増額補正計上するものです。

内訳としましては、委託料としまして156万3,000円、工事費としまして220万円で
ございます。

まず、委託料の内容としましては、平成29年10月22日の台風21号の大雨により、河川
災害が発生したため、河川災害復旧事業として国費申請するため、3カ所の測量設計業務にかかる
業務を行うものでございます。

それでは、業務内容について説明させていただきます。

委員会資料の11ページの岬町全図とあわせて、委員会資料12ページから14ページの箇所
図をご参照ください。

まず、最初の業務場所は委員会資料12ページの多奈川石橋地区の東川でございます。

続きまして、委員会資料13ページをご参照ください。

業務場所は多奈川横手地区の石倉谷川でございます。

続きまして、委員会資料14ページをご参照ください。

業務場所は中孝子地区の伊豆賀川でございます。

続きまして、委員会資料4ページにお戻りください。

工事費の内容としましては、平成29年10月22日の台風21号の大雨により、河川災害が
発生したため、2カ所の護岸補修工事と1カ所の河川の浚渫工事を行うものです。

それでは、工事内容について説明させていただきます。

委員会資料15ページの岬町全図とあわせて、委員会資料16ページと17ページの箇所図を
ご参照ください。

まず最初に、委員会資料16ページをご参照ください。

工事場所は多奈川佐瀬川地区の西川でございます。台風21号による豪雨のため、河川の水位
が上昇したことにより、河川護岸上部の一部が損傷したため、河川護岸を補修するものでございま

す。

続きまして、委員会資料17ページをご参照ください。

工事場所は多奈川石橋地区の東川でございます。台風21号による豪雨により、土砂が上流より流され、堆積したことにより水位が上昇し、護岸上部の一部が損傷したため、河川内の堆積土砂の撤去と、損傷した河川護岸を補修するものでございます。

続きまして、委員会資料4ページにお戻りください。

11災害復旧費、3公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧費人件費といたしまして70万2,000円を増額補正計上するものです。

内容につきましては、河川災害復旧費に係る職員の超過勤務手当となっています。

以上、当委員会付託分としまして1億5,103万8,000円を増額補正計上するものです。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 4ページをごらんください。地方債補正(変更)の表をごらんください。

起債の目的は公営住宅整備事業で、補正前限度額2億9,630万円を補正後限度額3億6,480万円に変更するものです。

反保委員長 それでは、委員の皆さん、ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページの緑ヶ丘住宅PFIの公営住宅の件ですけど、これは一応、現在まだ何棟の分でこうなってるのか。1棟か、2棟か、その説明をしていただきたいのと、一応、このPFIについては17億円までで完成したと聞いているんですけど、今度の1億3,700万円はその上に上積みになるということですね。

その2点と、ちょっと細かいことを言って悪いんですけど、4ページの河川災害復旧費で3つの事業というんですか。それで156万3,000円、これ1つ1つ割ると50万円の設計費用になるのかな。それが一応、1カ所で幾ら、1つずつ分けて東川、石倉谷川、伊豆賀川と今3つあるこれを分けて、もし説明ができるんやったらしてほしい。

それと、その下の河川災害復旧工事、これは設計料じゃなくして、これはもう本工事になるということで説明を聞いたんですけど、これも2カ所で220万円、1カ所で幾ら、1つずつ分けたら幾らになるのか、それをお聞きしたいので、これだけひとつよろしく頼みます。

反保委員長 4点お願いします。

奥課長。

奥建築課長 私からは、緑ヶ丘住宅PFI事業委託料についてご説明させていただきます。

何棟あるかということで、まず既存建物につきましては、1号棟、2号棟、3号棟、6号棟で、あと緑ヶ丘共同浴場で、緑の7の集会場になります。計6棟になります。

それと、金額につきましては、上積みになるのかということで、今回の1億3,716万円につきましては、上に増額になるということになります。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 河川災害復旧工事の測量設計委託料ですけれども、東川、犬飼と石橋の間で37万8,000円です。

次に、石倉谷川、これは東畑の横手で69万9,000円です。

次に、伊豆賀川、これは中孝子で48万6,000円になります。

続きまして、河川災害復旧工事、先ほど先生が2件とおっしゃってましたけど、実は3件、1つ目が西畑で西川護岸の補修で65万円、次に、東川護岸補修、90万円、次に東川の犬飼と石橋の間の東川の土砂撤去で65万円になります。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今説明を聞いたんで、3カ所とわかったんですけど、このますの中に入れんで書かれなんのかなと思うんですけど、やっぱりここは幾らとわかってるんやったら、入れられへんもんかな。そうしたら、こういうことを聞かんでもいい話ですけど、一応、156万3,000円と出てくるよってにどうかなと聞いたんですけど、これはやっぱり書かれへんのかな。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 これは予算要求させていただいているところで、設計額になってきますので、トータルで書かせていただいたという状況です。

先ほど、個々にというご質問がございましたので、そういう金額になってるということをお知らせさせていただいたという状況でございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 こんなん、個々に書くのが当たり前やと思うんですけど、そうじゃないんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 今後、発注していく状況になりますので、できるだけ内容等が明白にならない形で予算トータルとして計上させていただいたという状況でございます。

和田委員 いいですけどね。書くまさんがないので、書かれへんと、聞かせてもらったので、それで結構です。

もう一点だけ、この災害復旧にかかる一般職の、これは何人ぐらいになるのかな。人員にしたら。4ページの70万2,000円の一般職の超過勤務手当かな。これは一応、何人ぐらい。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 人数ですけれども、4名で266時間見えています。

和田委員 結構です。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。2ページの土木費、里道管理費の23万8,000円についてお尋ねいたします。

これも地裁の判決に伴う成功報酬だと思うんですけども、この関連で地裁が確定したということでも明渡し判決をいただいたように記憶してるんですが、その後の被告側の処理というのはどうなってるのか。それだけ確認したいんですが。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 平成29年8月17日に判決がおりまして、9月29日に被告側に使用料損害金の請求を行いまして、10月4日に被告側から使用料相当損害金が入金されました。10月6日、被告側と工作物の消去範囲等現地で立ち合いを行いました。11月30日に被告側の弁護士のほうに工作物の撤去の時期及び終了時期を明らかにするように依頼文を提出いたしました。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 今の答弁でいくと、被告側の弁護士にいつまでに明渡しのかという文章を出したということで、今はまだそれが返ってきてないという判断ですね。確認です。それだけ。

反保委員長 是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 11月30日に提出しまして、今弁護士からの返事を待っている状況です。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 それは、いつまでに返事をくれという内容はないんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 弁護士を通じて、再三、早急に文書回答をいただくように担当のほうからしていただいている状況なんですけれども、なかなか、先ほど言ったように、11月30日ですから、もう何日かたってる状況ですので、また、弁護士のほうにも早急に回答するように、相手側のほうへ再度連絡し、すぐ回答を得るように努めていきたいというふうに考えております。

それと、使用料の相当損害金の請求の話を担当のほうからしましたけど、まだ、続いてずっと占用してる形になりますから、使用料はずっと発生してくるんですけども、判決が出た状況が8月17日になってますから、占用が始まった平成18年7月から平成29年9月末日までの期間の部分をまず請求させていただいて、それが入金されたと。

今後、解体撤去の日にちが明確になって、作業を進めていただきましたら、最終その撤去をしていただいた日までの残りの分をまた請求させていただくという形になってございます。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 かなり頑丈な構造物であったように記憶しているんですが、その辺、撤去という判決でありますのでしていただかないといけないと思いますが、向こうさんにはあげてないということですね。確定してしまったということですね。その辺、またおいおい後の処理を教えていただけたらと思いま

す。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 1点確認をお願いします。

資料3ページの緑ヶ丘住宅PFI事業の件ですね。解体するのに、アスベストがあるので、その除去作業に伴う費用を計上しているということを知りましたが、これはそもそもPFI事業が始まる時に、既存の建物を解体するのは織り込み済みでやってたと思うんですけど、それについては、既存の建物にはアスベストがありますよというのもわかってると思うんですけど、何でもまた同じようになってくるのかと思って、ちょっとその確認をお願いします。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 当初といいますか、先ほど、歳入でご説明させていただいたように、今回、国のほうから、建築物の解体時において、外壁の仕上げ塗材（リシン）に含まれるアスベストが、最初のうちは樹脂と混合されていることから、飛散はしないと国の見解でしたが、今年になって厚生労働省から労働基準監督署あてに石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル2. 10版の策定について通知があったことと、また、5月には、環境省から環境所管部局あてに石綿含有仕上げ材の除去などの作業における石綿飛散漏洩防止対策についての技術的な助言がありまして、本庁としても対策が必要となったということになります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 さっきと変われへんな。今の説明な。事前にこれ、入ってたんと違うのかという話ですわ。ちゃんと、その質問に答えてよ。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほども、担当から説明を細かくさせていただいてるんですが、基本的に、端的に言いますと、環境省のほうから平成29年5月30日付でアスベスト飛散防止対策をやりなさいということで通知がそのときにあったわけなんです。

議員言われてるように、1期工事も完了して除却はさせていただいているんですけども、そのときには、国のほうからそういう対策をなさいという通知は来ていませんので、その辺の対策はとらなかったということです。この30日に国のほうの指導があったものですから、アスベストを除去した上で撤去にかからないと飛散してしまうのでというところがございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 国の通知があって、今までにない作業が増えたので、金額が増えたということやね。

この積算根拠は何ですか。これ、どこからこの数字が出てきましたん。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 積算根拠につきましては、PFI事業者と協議をしながら、見積もりとか、そういうものをと

りながら、今回の事業費をあげさせていただいております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 事業者の見積もりやろうけど、向こうの言い値違うのかということを知っているんやけどな。言い値になるのと違うんですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 ご存じのように、かなりの高額になりますので、当方も見積もりを大阪府のほうにもいろいろお聞きして、そういう専門の業者さんがいないかというところで見積もりも取ったりとかして、業者のほうとその内容について今協議させていただいている状況でございまして、今回、上程させていただいているのは、額につきましては、今後、その内容について精査して、できるだけ安い額になるように、今整理しているところでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 せんだっての行革のときにも、ちょっとそんな話をさせてもらいましたが、幾らでもこれはあがってくるからね。しかも大きな額が。なので、もうちょっとその辺の金額というのは適正なのかどうかということもきちんと調べて、今後もやっていただきたいと思います。

以上です。結構です。

反保委員長 和田委員。

和田委員 また、もう1つ小さいことを言ったらなんですけど、今のPFI町営住宅建設事業の一般財源から8万円と出ているのは、普通言うたら国と半分わけするんやったら4万円となるんやけど、この8万円というのはどういうところから出てきたのかな。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 補助率でいきますと2分の1で、国費が2分の1分計上させていただいております、起債につきましては10万円単位での起債になりますので、8万円が一般財源になってしまうというところでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 10万円以上になったら、半分ということですか。

木下都市整備部長 起債が発行されるのが、10万円単位で発行される状況になりまして、13万円とかいう起債はなくて、10万円単位で切り捨てられるという状況です。残りが単独費になると。

和田委員 わかりました。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 緑ヶ丘住宅PFI事業委託料にかかわってお尋ねいたします。

先ほど質問が出ていた中で、新たに基準が変わったというか、そういう話があって、それで追

加した事業が必要になったという事情は理解したんですが、そうなりますと、既に除去した住宅について、撤去のときに暴露するという危険性はなかったのかどうか、そのあたりはいかがかということをお聞きしたいのが1点と、それから、解体工事そのものの計画、実施時期をお聞きしておきたいなと思います。

それから、大きな金額の事業になりますので、これは競争入札というような格好で発注を検討していくのか、ただ非常に専門的な技術も必要かなと思いますけれど、町内業者の受注が可能なものであるのか、参考までにお尋ねしたいと思います。

それから、台風21号の被害にかかわってお尋ねしたいと思います。

先ほど、超過勤務手当のところ、資料4ページの河川災害復旧にかかわる人件費については4名分で266時間とお聞きしました。大変な時間数でもあるし、議会への対応もそうですけれど、その後の国費の請求だとか、事務事業もたくさんあって大変な中だと思いますけれども、資料3ページにあります林業のほうの一般職超過勤務手当についても人数と時間数をお聞きしておきたいと思います。

それから、あと1点なのでお尋ねしておきますが、河川災害復旧工事の中にかかわって、先ほど、220万円の内訳について、西川と東川、質問が出ていたところになりますけれども、これについては、設計委託料は計上されていないようであります。この点については国費の対象にならないという判断で設計委託料が計上されていないのか、理由があったらお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 まず、暴露の危険性ですね。既に潰したところになりますが、それは試験をして、アスベストが含有されてる状況というのは確認してない状況もございまして、端的に言いますと、わからない状況でございまして、国のほうから通知が来たのが5月30日付ですので、それ以降につきましても、そういう対応を調査して、基準値以下なのか、以上なのか。以上であれば、撤去していかなあかんという状況で、国のほうから通知以前の部分については、調査もしておらず、状況というのはわからない状況というところでございます。

あと、実施時期につきましても、今事業者のほうとできるだけ早い時期に対応できるかどうかというところですけども、その辺、業者と今協議を行っているところでございます。

この部分につきましても、町内ではなくて、現在、PFI事業を進めております事業者のほうで、どうしても解体工事を進めるに当たりましては外部足場というのを組むわけなんですけど、実際にアスベストを除却していただくためにも足場が必要になってきまして、その辺、安くあげる意味からいっても、事業者のほうでしていただくことが期間も短くて、工事費も安くあがる状況だと考えております。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 災害に係る農林業施設の超過勤務についての人件費相当部分についての時間数と人数と
いうことでございますが、林道等農地災害におきましては、4名で270時間となっております。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 最後になりますが、河川の工事費の部分についての設計費はということですが、基本的
に、この部分につきましては、国費対象にはならないものでございまして、設計といいますが、基
本的なところは当方の土木の専門職員のほうが、こういう形でということで業者のほうに発注して
いく形になりますので、設計費用は不要やということでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 緑ヶ丘住宅の既存住棟の解体について、もう少しお尋ねするんですが、今の説明でいきますと、
足場が必要というようにおっしゃっていたんですが、これはそうなりますと、PFI事業の委託を
したところに実際の除却工事もしてもらおうということなんですか。お願いします。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 そういう考えでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと専門的な部分がおありでしょうから、特殊な技術だとか、また、規模も大きいので難し
い部分があるんでしょうけれども、こういう事業があったときに、やはり町内事業者の受注の促進
だとか、そのことによって地域経済の振興をということを考えるわけですが、そういったことに反
映させていくようなことはできるんでしょうか。

それから、災害復旧にかかわってですけれども、今、林業のほうの一般職超過勤務手当の時間
数270時間分だということをお聞きしました。

大変な長時間にわたるなと思っておりまして、これは一般職の超過勤務手当ですから、それこ
そこにお座りの管理職の方々については、この時間を超える時間が、当然、災害に対応されてい
るわけです。だから公務員なんだという考え方は、もちろんできるんですけれども、以前もほかの
議員からもありましたが、やはり健康の問題もありますし、また、意欲にもかかわる問題でありま
すから、管理職手当をもらっているとは言え、実際に労務に携わっているということには変わりな
いので、今後の対応については、また現状とは違う部分についても検討なさってはいかがかなと。
これは進言程度にとどめておきたいと思います。

では、1点だけお聞きしたことにお答えいただければと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 確かに、委員がおっしゃるように、地元地域の反映ということで発注等、念頭一番にお
いて工事等の発注を考えているところでございますけれども、当初、担当のほうからも説明もあり

ましたように、かなりアスベストというもので専門的といえますか、対応の仕方というのが出てくるところがございますので、そういう実績があり、対応ができるところで施工していただくような考えが妥当ではないかというように考えてございます。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 私のほうで、先ほど、農林業災害復旧費、人件費の4名270時間と申し上げましたが、4名で250時間の間違いでございます。訂正をお願いします。

反保委員長 ほかがございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第66号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第66号は本委員会において可決されました。

議案第68号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

是澤課長代理。

是澤土木下水道課長代理 委員会資料の18ページをご参照ください。

平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明いたします。内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金としまして608万9,000円を増額補正計上するものです。内容といたしましては、一般会計補正予算でご説明させていただきましたように、下水道事業特別会計における職員の給料等の減額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により、中間納付額が確定されたことに伴う増額及び地方債利子償還額の確定に伴う減額、また、地方債元金償還額の確定に伴う増額によるものでございます。

以上、当委員会付託分としまして608万9,000円を増額補正計上するものです。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第68号「平成29年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第68号は本委員会において可決されました。

議案第71号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

鵜久森理事。

鵜久森水道事業理事 平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、職員給与等の減額及び人事異動に伴う人件費の調整によるものでございます。

委員会資料の20ページをごらんください。

収益的支出ですが、1水道事業費用、1営業費用、配水及び給水費といたしまして3万6,000円の減額補正を行うものです。

内容としましては、給料19万9,000円の減額、手当30万6,000円の増額、賞与引当金繰入額11万1,000円の減額、法定福利費3万2,000円の減額であります。

次に、総係費といたしまして21万円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、給料11万5,000円の減額、手当12万2,000円の減額、賞与引当金繰入額3万1,000円の減額、法定福利費5万8,000円の増額であります。

次に、孝子浄水場費といたしまして178万6,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、給料122万1,000円の減額、手当48万4,000円の減額、

賞与引当金繰入額8万1,000円の減額であります。

以上、収益的支出の合計といたしまして203万2,000円の減額計上をいたしております。
当委員会付託分の合計といたしまして203万2,000円を減額計上するものでございます。
以上でございます。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

反保委員長 議案第71号「平成29年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第71号は本委員会において可決されました。

議案第76号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 22ページの最後だけ読んであれですけど、条例第12条により、当該入居者の家賃を減額するものとするとなってるんですけど、新しい住居へ変わるときには、家賃を下げなくてはいけないということになってるんですけど、これは現在入っている家賃より安くせなあかんというふうになるんですか。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 この22ページの一番最後の安くなるというのは、今、緑ヶ丘住宅のほうの建て替えをやっていると、あそこの分につきましては、激変緩和というように、建て替えしたらそのときに緩和して

処置をするというところが対象になるところになりまして、安くせなあかんというのではないのですけれども、その差額を出すという形なんですけれどもね。

反保委員長 和田委員。

和田委員 安くはするということですが、家賃は減額するものということは、安くするという、簡単に言ったら、そういうように聞こえるんやけど。

奥建築課長 もう一度、説明させてもらっていいですか。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 すみません。既存の建物から新しい住宅に建て替えましたら、建て替えたときに家賃が上がるんですけれども、その差額を緩和するという形になるのです。激変緩和という形で。

反保委員長 和田委員。

和田委員 これは、みんなですか。例えば、そういうように減額せなあかん人と、せんでもいい人とか、そんなふうに分かれてるんでないかな。ここに書いているのは、下げやなあかん理由のある人は、下げやなあかんというんじゃないですけど、差額だけ減らすという、いろいろ型があつてね。簡単に言ったら低所得者の人がそうせなあかんとなってるのか、その点ちょっと。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 今回の提案させていただいている変更内容と若干違いはあるかなとは思うんですけれども、委員ご質問していただいている状況でございますので、ここに書かれておりますのは、建て替えますと、どうしても新しい住宅で家賃は高くなります。現在住んでいるところは古い、長年たっているところで、その差がやっぱり出てくるんです、入居した場合。新しい家賃で徴収すると、かなりその方に負担が増えるので、それを5カ年で段階的に上げさせていただくということの事を書かせていただいている条項になりまして、今回ご提案させていただいているのは、公営住宅法がちょっと変わりました、それで条項がちょっと移動したので、条項を移動するという事で上程させていただいているということです。

反保委員長 和田委員。

和田委員 前にそういうような説明を聞いたような気がするんやけど、5年で上げていくとかで、そういうことですか。入ったときは、差額は一応そのままですって5年で上げていくと。はい、結構です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 このたび、公営住宅法の改定ということで、それに対応するために何条というような引用の数字が変わったということであろうかと思いますが、おの上位法の改定ということがありましたけれど、内容については全く変わりがないというように理解をしいいんでしょうか、確認のためにお願いします。

反保委員長 奥課長。

奥建築課長 内容につきましては、何ら変わりはないということになります。

反保委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号は、本委員会において可決されました。

議案第77号「岬町海釣り公園の指定管理者の指定の件」についてを議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がありますので、担当課から説明をお願いします。

吉田課長。

吉田産業観光課長 お配りしております別紙資料の1ページをご参照ください。本件につきましては、本議会でご説明をさせていただきましたとおり、岬町海釣り公園の指定管理者の指定期間が、平成30年3月31日をもって満了となるため、その後の指定管理者を指定する必要があるため、提案理由について次ページより説明をさせていただくものでございます。

それでは、2ページをご参照ください。

1の(1)は、制度概要となりますので省略させていただきます、(2)のほうから説明を始めさせていただきますと思います。

今回の指定管理候補者の選定手続につきましては、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(第5条)で、公募を行わないことに合理的な理由があるときは、公募によらず候補者を選定することができる規定を適用しているものでございます。

また、条例第15条により、候補者を選定するときは、町長は、学識経験者、その他町長が適当と認める者の意見を聞かなければならないとありますので、岬町海釣り公園の指定管理者認定

審査委員会を設置して、選定を行ったところでございます。

委員会では、初めに、この条例第5条の規定を適用できるか否かについて、規則第5条の合理的な理由についての審議を行いました。その内容が、中ほどの①から③でございます。

具体的な審査内容としましては、①の規則第5条第1号、専門的又は高度な技術を有する団体が客観的に特定されることについては、現行の指定管理者は、海釣り公園周辺海域の特性を熟知した地元漁業者や水産部門の大学教員、税理士、地元自治区関係者などを役員にするとともに、園長には、釣り知識と経験を有する者を抜てきしていることから、円滑な運営体制を整え、安定的で健全な経営ができる事業者であり、また、②の規則第5条第2号、地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が客観的に相当程度期待できることにつきましては、現行の指定管理者は、総従業員25名のうち、町内在住者を22名採用しており、そのうち11名が地元小島地域からの雇用となっております。このように地域住民との連携による共存・共栄の考え方を重視する事業者であり、次に、③の規則第5条第3号、現に、その管理の委託を行っている公の施設に当たっては、この施設を管理している者が引き続き管理を行うことで、安定した行政サービスの提供と事業効果が相当程度期待できることにつきましては、現行の指定管理者は、開園当初より安定した管理運営実績と積み重ねた経営ノウハウと有するとともに、利便性向上のための整備や協定に基づく町財政への貢献を継続してきている事業者であり、以上のように規則第1号から第3号の全てに該当すると判断されたものです。

このように、認定審査委員会は、現行の指定管理者「小島フィッシング株式会社」が公募を行わない合理的な理由に該当する事業者であると判断をし、今回の指定管理候補予定者であると決定したものでございます。

続きまして、3ページをご参照ください。

次に、指定管理候補予定者から提出された事業計画等の審査結果についてのご説明をさせていただきます。

委員会では、指定管理候補予定者から提出された申請書類をもとに、当該予定者から、まずプレゼンテーションと質疑応答を行い、その後、審査と採点が行われました。

採点結果につきましては、ここの表に示しますとおりでございます。各委員により80点から90点と高得点がつけられたもので、平均点では88点となりました。

次に、事業計画等の主な評価内容についてご説明させていただきます。

まず、1つ目が、誰もが気軽に釣りを楽しむことができることを基本方針において、初心者への釣り指導など利用者への満足度を高める提案がなされていること。

次に、釣果対策が集客向上につながることから、人工漁礁の設置、稚魚の放流、海底清掃などを定期的に行い、水産資源の保護・育成もあわせた計画となっているなど、釣果、並びに集客向

上につながる提案がされていること。

3つ目は、引き続き地元雇用の考え方を重視しており、地域活性化への熱意があり、地域と一体となった管理運営、地元漁業者との共存が期待できる提案になっていること、最後に、収支計画につきましては、安定した収入の確保及び経費節減など、堅実な収支計画となっており、安定した健全計画が見込まれる提案であること。

以上の項目が網羅されている内容となっておりまして、委員会では、以上の採点結果及び主な評価内容から、現行の指定管理者が地域と一体となった施設の管理運営ができ、地域住民や地元漁業関係者との共存・共栄、地域活性化の期待ができる事業者であるとして、現行の指定管理者を海釣り公園の指定管理者にすることを決定したものでございます。

4ページをご参照ください。

ここには、審査会の開催状況と審査委員の構成表を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明につきましては、以上となります。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員 この選定結果についてはこれで結構ですけど、「とっとパーク」の休館日についてですけど、一応岬町の規定というんですか、規則では金曜日が休館日と決まっているので、それでいいと思うんですけど、1人でもお客さんようけ入ってもらってなったら、金曜でいいのかな、そういう休館日についての話は一つもなかったのか、それだけちょっと聞きたいんですけど。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 今回行われた事業者のプレゼンテーションの中及び審査会での議論では、休館日についての変更の議論は行われておりませんでした。

反保委員長 和田委員。

和田委員 結構でございます。

反保委員長 質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 この案件にかかわって本会議場で求めた資料のご提出をいただきまして、短期間でありましたけれども、ご苦労いただいたところと思います。ありがとうございます。

そのいただいた資料についてお尋ねをしたいと思うんですけど、委員長、よろしいでしょうか。

反保委員長 はい、どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。単純なやつからいきましょうかね。

今回、本会議場で田島乾正議員のほうから役員名簿の提出が求められて、現在事項全部証明書ということで役員の方の一覧表をいただきました。それから、私が本会議場で求めた指定管理者

の申請書、それから、貸借対照表についてもお配りをいただいたところであります。

まず、申請書についてお尋ねをするんですが、申請書の6ページ、大きな3番の(1)②で、組織体制という表があります。これはやっぱりそうですか。代表の右側に「館差」ってあるんですけど、これは何かなと思って、こういう漢字の役割って、どんなんかちょっとよくわからへんのでお聞きしたいなと思っています。

それから、7ページの表3の1、組織人員構成と雇用形態ということで、役員は非常勤で5名となっております。これは今後というか、来年度以降の5年間の計画ということでもありますから、現在とは違うのかもしれませんが、先ほど資料として申し上げた役員に関する事項の証明書のところていきますと、人の数でいうと、ちょっとお示しいただいた資料とは違ってくるのかなと思っています。ここはどういうように見たらいいのかお聞きしたいと思います。

それから、副園長職については、この表では1名となっているのですが、この同じ申請書の中の13ページでは、2名の体制のように思われます。13ページでは、緊急時の連絡体制表ということで、代表、副代表以下関係するような組織、消防等が記載されているわけなんですけど、これはどのように見ればいいのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど資料について、別紙ということでご説明をいただきました総従業員数の数ですが、25名とお聞きしておりましたが、この申請書の中では、役員以外ということになりますと、合計すると27名と、単純計算をするとお見受けするんです。ただ、警備なんかは状況に応じて調整するというのも書かれているので、そのあたりの差と見ればいいのか、お聞きしたいと思います。

それから、今申し上げている人員構成の表にかかわってもう一つお聞きするんですけど、社会保険の加入について、園長職については「あり」と、そして、それ以外の副園長職以下のスタッフについては「なし」ということですが、加入の義務は発生しない時間数で雇用していると理解していいのか、お聞きしたいと思います。

まずは、そこまでお願いします。

反保委員長 答弁をお願いします。

吉田産業観光課長 答えさせていただきます。

まず、6ページの組織体制図についての表記でございますが、これは審査会でも指摘がございまして、事業者からの説明で誤字だということで、監査役の「監査」という意味であるということでございます。

次は、役員の提案の部分だと思うんですけども、7ページの役員が5名、監査役が3名で、役員の登記簿の名簿との違いは、今後の予定というふうになってございまして、現在は7名というふうにご認識しております。

次、続きまして、13ページの副園長職というのと副代表というのは違いがございまして、副園長職は従業員の中から抜きさされている人材でございまして、副代表というのは役員の中からの副代表ということでございますので、副園長とは別のものになるということでございます。

それと、7ページに戻りまして、園長職以下の合計人数が27名ということで、先ほどの別紙では25名という説明があったとのことですが、現在、実質25名の従業員ということで、こちらは、委員おっしゃいますとおり重複する方もいらっしゃるというふうに解釈いたしますが、これは提案ということで、今後そういう配置をしていきたいというご提案になっているかというふうに理解しております。

最後、社会保険の加入につきましては、事業者は社会保険労務士を入れて適正に対応しているというように聞いてございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今お答えをいただいたことから推察するとしましたら、役員について、現在7名であるところを1名追加をして、8名になさるお考えであるということと、それから、現在25名だけれど、来年度以降は従業員27名ということで、これについても、人間的な拡充も図りながらサービスの充実をしていくということが読み取れるのかなと理解したいと思います。

それから、社会保険労務士を入れて適正な運営をしているということをおっしゃったんだと思うんですが、それは適切で結構だと思うんですが、その雇用の仕方として、社会保険の加入は発生しないような雇用の仕方をされるんですかということをお聞きしたいんですけど、それのお答えが今のお答えでしょうか。重ねてもう一度お聞きしておきたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員のご理解で間違いのないと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、7ページのところでお尋ねをしておりますが、もう少しお聞きしたいと思います。

副園長職の方についてお尋ねするんですが、非常勤で1名の予定だということですが。勤務時間については1日当たり6時間と書かれているんですが、その下の3月から11月の基本ローテーションのところを見た場合に、この期間は開園時間も長いですので、重なりをつくりながらローテーションを工夫して組まれているなというように見ていたんですけども、副園長職が11時半から17時半までと、それから17時15分から20時30分までということで2回出てくるようなんですね。これは、同一人物が11時30分から20時30分まで、休憩はどこかでおとりいただくのかもしれませんが、勤務をするということになりますと、単純計算で9時間なわけなんですよ。この点については、勤務時間は6時間と予定されているようですけど、そのあたりはどのように運用されることになるのかお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員おっしゃるとおり、このローテーション表ではそういう扱いがあって、6時間との差額が出ているように思いますが、この点については審査会のほうで議論がなかったものですから、確認のできてないところとなります。

反保委員長 いいですか。

中原委員 ほかにもあるんですけど、ほかの方はいいですか。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 この指定管理候補の選定に当たって、いつごろから具体的にこの指定管理者の選定についての準備がなされたのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 今年度に入ってから選定方法等について準備を進めてまいったところでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 今年度ということは、今年度に入って初めからということで認識しているんですけども、通常であれば、公正公平の観点から公募によるというのが通常やと思うんです。私たちもそうですし、一般の方もそう思うと思うんですけども、やっぱり公募をして、その事業者の事業計画とか、安定した事業をずっと継続してできるかということと比較検討して、こっちがいいだろう、あっちがいいだろうという決め方が妥当かなとは思いますが、今回公募を行わない手続による候補者の選定の理由として挙げられているんですけども、その認定審査委員会で、しっかり公募すべきかどうかという議論がきちとなされたかどうか、判断されたかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいなと思うんですけども、公募しないという前提で事業者の内容を比較というか、精査するということに見えてしまうんですけども、そもそもの公募するか、しないかという議論がなされたかどうかというのをお聞かせいただきたいなと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員会のほうでは、公募するか、しないかの議論は行われておりません。まず、指定手続条例によりまして合理的な理由があるか、ないかという判断をして、公募によらないことで進めるというのは決定していただきましたけども、委員会のほうではその議論はしていただいておりませんが、これまでの経緯等で交わされてきた確認書がございましたので、その点を重視しまして、手続条例に沿って対応したものでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 そうすると、確認ですけども、その公募をしないと決めたのは町であるということの認識でいいですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 先ほどの説明のニュアンスが違うのかなと思うんですけど、以前、私のほうから説明をさせていただいた記憶がありますけれども、それは、いつの委員会かって言われたら、議事録をもう一回見ないとわからないんですけど、当初はやはり公募による指定管理者ということで、公募をしてやっていたと思います。その後、漁業権の問題が出て、指定管理者5名なら5名の方が応募されて、その中でAという人とCという人に分かれて、例えばAが現指定管理者であった場合、Cが新たに加わって、その方がもしとられた場合に、漁業権をどうするかという議論になったと思うんです。そのときに私のほうで調整したところ、漁業権は主張しないということが一つの理由に指定管理者として受けるのに、漁業権を主張するというのと、主張しないということがあるとしたら、主張しないということになっていたかのように私は記憶しています。

そして、その中で変わった場合に、今度は漁業権を主張されたらどうするのかという問題があって、当然小島地元環境対策の中で、これはやっぱり現指定管理者による、いわば公募をしない方法で指定管理を選定していきたいという旨を委員会のほうでお願いして、そういうようになったかのように私は記憶しているのですが、間違いだったら私のほうでおわび申し上げますけども、そういった議論はあったかのように記憶しています。それは、後ほど資料を調べて、また提出させていただきますけれども、今後、公募によらないと決めたのは、その時点から公募によらないということが、今回なのか、前回からなのか、私は今回からやと思うんですけど。

副町長のほうが資料を持っているようで、ちょっと説明させます。

中口副町長 その関連で、今町長から規則といいますか、そういうものがあるということで説明させていただきます。

この岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則というのが、まず、平成17年6月21日に規則制定しております。その後、平成28年4月1日付で改正されて、今日に至っております。

その中の第5条に、「公募のよらない合理的な理由」という項目がございます。その第5条の中に3項目がございます、1、「専門的又は高度な技術を有する団体が客観的に特定されること」、その辺が3項目手元にあるということなので、そういうことでございます。

町長が申しましたのは、当初海釣り公園を、議会も、地元も、設置してほしいということで大阪府に要望しておりました。その後、土取りの栈橋という話になったわけです。土取りの栈橋を利用して海釣り公園化しようということに変わってきたわけです。

そのときの土取りの栈橋をつくるときに、そこには定置網がございました、小島漁業組合のAさん、Bさんという。漁組が許可した物件ですので、先ほど町長が申しました漁業権は放棄はしないんですけども、主張はしないと、その当時の施設をつくるに当たって。その経過があるので、本来なら公募をして別の方が運営するというのは、正直考えられないんですけども、その

当時、指定管理者を定めるときには、やはりこういう規則がそこまで整備されていなかったので、一般公募をした経緯はございます。

その後、やはりそういう条件があるなら、今後、運営についての管理をスムーズに進めることができるようにしてもらいたいなということで、期間ごとに節目を入れて審査会をしているという状況でございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 今の中口副町長の説明のとおり、このことについては議会でご相談をさせていただいて、最終的には公募によらないということで今日に至っているのかなと、このように記憶していますので、ご理解を賜りたいと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 松尾委員の質問と、それから、いただいている答弁との間で、あと、あらかじめお配りいただいていた別紙に記載されている内容とで、ちょっと私うまく理解ができないので、運営上確認をさせていただきたいんですけども、松尾委員がお尋ねになっている事柄の1つで、公募によらない選定を行う、それを決めたのは誰ですかということが、一つ聞かれていたことになるのかなと思うんです。それで、指定管理者認定審査委員会では審査していないというようなお答えだったのかなと思うんですけど、違うんですね。そこをちょっとまずはっきりさせてほしいんです。

別紙の2ページを読むところによると、指定管理者認定審査委員会での審査結果という大きい2番がありまして、その中では、審査を行った合理的な理由の有無等について審査を行ったと書いてあるんですね。だから、これを読むと、審査委員会でも入り口から、要は、公募によらない選定をしますか、しませんかというところから、認定審査委員会で審議がされたというようにお見受けするんですけど、さっきの答弁ではそうではないように聞こえたので、ちょっとその理解を正確にさせていただきたいと思います。松尾さん、すみません。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 私の説明が少ししっかりとできてなかったのかなと思いますが、手続条例の2条では、原則公募とされております。

しかし、第5条によって公募によらない方法として合理的な理由がある場合は、公募によらない方法で選定することができるものとなっております。

まず、審査委員会では、ご説明させていただきましたとおり、公募によらない方法について選定することについて、合理的な理由があるか、ないかの審議をしていただきました。そこで、合理的な理由があったので、公募によらない方法で選定することが決定いたしました。そこで、もし合理的な理由がないとなれば、公募によるものになったものと考えてございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 それはわかったんですけども、そうしたら、その合理的な理由を提案したのは町であるということの認識でよかったですでしょうか。

それと、合理的な理由の1番で、「専門的又は高度な技術を有する団体が客観的に特定されること」ということで、「現行の指定管理者は、海釣り公園周辺に漁業権を有し」と、先ほども町長から漁業権ということが出てきたと思うんですけども、この文章でいうと、指定管理者、イコール、小島フィッシング株式会社という法人が漁業権を周辺海域に有しているという認識でよかったですか。法人が漁業権を有しているという認識でよかったですのかということをお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 私は、現行の指定管理者は、海釣り公園周辺海域の特性を熟知した地元漁業者や水産部門の大学教員、税理士、地元自治区関係者などを役員にするとともにというご説明をさせていただきました。

しかし、こちらの別紙資料のほうに「漁業権を有し」という表現がありまして、こちらは、指定管理者が漁業権を有しているものではなく、厳密には小島漁業組合が漁業権を有しており、その小島漁業組合の方から小島フィッシングに役員が配置されているというのが正しいところでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 そうすると、この選定の理由としてはちょっと成り立ちにくいのかなと思うんですけど、法人自体が有しているように思われるような記載がされているので、法人が持ってないとすると、ちょっと前提が変わってくるように思うんですが。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 その点につきまして、少し補足をさせていただきたいと思います。

開園当初に、岬町と小島漁業組合で確認書が交わされておりまして、岬町と小島漁業組合は、岬町海釣り公園が地元と共存共栄できる施設として、健全な経営運営が行われるよう、以下のとおり確認をするということで、1つが、地域活性化を図るため、乙は海釣り公園の管理運営に協力するものとするということで、甲の岬町は、小島漁業組合が海釣り公園周辺海域の特性を熟知していることから、海釣り公園の管理運営に当たり必要な助言を求めるものとする。

2条は、甲は海釣り公園の指定管理者を選定するに当たっては、地域の活性化や地域と一体となった管理運営ができることはもとより、小島漁業組合と共存共栄できる事業者を選定するものとするという確認が交わされてございます。そういったことも踏まえまして、この事業者の1項の、小島フィッシング株式会社に役員を招いているというような状況になってくるかと思うんですけども。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 何かそれでは、私の聞きたいことに正確に答えられていないような気がするんです。ちょっと納得ができないんですけど。

反保委員長 中原委員。

中原委員 別紙資料とはいえ、議会で配付されているものでありますから、これは明らかな事実と違う表記がされている「誤記」というようになると思うんです。現行の指定管理者と小島漁業組合は全く別の団体です。同一人物が役員におろうが、おるまいが、そんなことは関係ありません。ですので、ここは事実に基づかないということで誤りをお認めになって、きちんこの場で訂正なさったらいかがですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員ご指摘のとおりと理解しますので、訂正させていただきたいと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 担当課のほうからお答えさせていただいたんですけども、基本的に担当のほうで説明させていただいた内容になる形で文章の整理をさせていただきたいというところです。基本的に、言われているように指定管理者が漁業権を持ってはいないので、文章的にその辺の表現は修正させていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

反保委員長 それでは、暫時休憩いたします。

再開は1時にします。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時02分 再開)

反保委員長 休憩を解いて、会議を続けます。

その前に、午前中は結構いろいろ発言がありましたけど、そもそもこの海釣り公園という出発点とか、最初のこの海釣り公園のいきさつを、まず説明願いたいと思うんですけど。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 委員長のほうからそういうお話がございましたので、これまでの経過についてご説明させていただきます。

まず、この海釣り公園につきましては、関西空港の2期工事の関連で、地域振興と予想される騒音の関係で、海釣り公園が整備されるということが決定されたところでございます。それを受けまして、平成18年6月に海釣り公園の運営について検討委員会が設置されまして、その運営等を検討された状況でございまして、同年11月には、海釣り公園の運営について、その検討会の座長から当時の町長のほうへ提言をなされた状況がございまして、

その提言の中で、指定管理者が備えるべき条件というのがございまして、海釣り施設の魅力維

持・向上のための知識と経験が豊富である団体であること、それと、海の利用に当たって、地域の漁業関係者と共存することができる団体であること、それともう一点ですが、地域と一体となって施設の管理運営に当たることができる団体であること等の提言がなされたところでございます。それを受けまして、海釣り公園の指定管理者について公募を行いまして、平成19年5月に3者の応募がございまして、プレゼンテーションをし、同年19年5月に指定管理者として選定され、6月22日には、指定管理者に関する指定を議決いただき、指定管理者が決まった状況となっております。

その後、やはりその漁業権等の関連もございまして、平成19年9月に町と小島漁業協同組合との間で協定が結ばれてございます。

その協定の内容でございまして、地元と共存共栄できる施設として健全な運営が行えるように確認をしたところでございまして、地域の活性化や地域と一体となった管理運営ができることはもとより、漁業組合と共存共栄ができる事業者を選定するという確認書を取り交わした状況となっております。

平成19年10月に海釣り公園が開園されまして、その後、平成20年5月に指定管理者が法人格を有する団体として、「小島フィッシング」というように名称を変更されてございます。

その後、ドーム建設するなど努力されておられまして、指定管理者の期限が来ましたので、その次期の指定管理者を選定するに当たりまして、平成24年11月になりますが、公募によらない、合理性に基づきまして、事業計画も適正であることから、指定管理者候補を認定し、同年24年12月に小島フィッシングを指定管理者として指定し、議決をいただいた状況でございまして、その後5年経過し、現在、公募によらない理由に該当し、条例に基づいて事業者を選定したという状況になってございます。

以上が、これまでの経過となっている状況でございまして。

反保委員長 ありがとうございます。結局は、最初の出発のときに指定管理者、3者やったですかね。

木下都市整備部長 3者となっております。

反保委員長 そのときの大きな条件として、地元、飛行機のちょうど関空に入る前に、あそこの上空で旋回すると、大いにそういう意味があそこの場所で、地元の会社が優先するといういきさつもあったと記憶しているんですけど、あくまでそういう騒音対策の1つとして、そういう地元企業で頑張ってもらいたいという、そういうこともあのときはなかったんですか。

木下都市整備部長 委員長が言われている件については、ちょっと私は存ぜぬところがあって、まことに申しわけないんですけども、最初、経過を説明するに当たって、二期工事の関連であって、地域振興と騒音も予想される関係で、地元の地域貢献、地域振興ということで海釣り公園が整備されたというところでございます。

反保委員長 そういういきさつがあるようですけど、引き続きさっきの議論を続けていきたいと思います。

吉田課長。

吉田産業観光課長 改めて、午前中にあった松尾委員の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

別紙資料で配付いたしました2ページの2(1)①の2行目に記載のあります、「現行の指定管理者は、海釣り公園周辺に漁業権を有し」というところがございますけれども、この「海釣り公園周辺に漁業権を有し」というのが次の文節につながる言葉でございます、海釣り公園周辺に漁業権を有し、周辺海域の特性を熟知した地元漁業者というのが、これが1人のことを言っている文節となります。

それと、水産部門オペレーター大学教授、税理士、地元自治区関係者などを現行の指定管理者が役員としているという説明を、ここで記載させている文言でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほど説明いただいたんですけれども、見る側にとってどうかという視点が大事であって、例えば、このまま指定管理者認定審査委員会で提示されて、こういう状況だからということで決められているのであれば、その審査委員会は、ひょっとしたら指定管理者はもう漁業権を持っているんだという認識でこの審査を下してしまったということもあり得るのかなと思うんですけど、そのあたりはどうかと思うんですけど。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 審査委員会では、十分その辺は説明申し上げまして、この部分について判断いただいているところでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 この漁業権についてなんですけど、午前中に確か、小島漁業組合というところからは漁業権は主張しないよということをおっしゃっていたと思います。

その条件として、例えば先ほど部長が言われた、地元と共存共栄できるような事業者が公園を運営していくというのが条件って、私は午前中の説明で認識は受けているんですけれども、その公園周辺には設定されてあって、誰かの漁業権は発生しているという認識で間違いないですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 そうすると、例えば、仮にですけど、今後のことをちょっと私は心配しているんですけど、公募するようなことができなくなるのかなとちょっと思ってるんです。要は、公募する前提に漁業権があるから、もうほかの方は事業がそこでできないんだよということになっちゃうのかなと、極論かどうかはわからないんですけど、そういう捉え方を一般的な方々がしてしまうと、要は、もう指定管

理事業者というのは1者になってしまうのかなと思ってしまうんですけど、今後の対応とか、そのあたりのまちの考え方というのを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんです。

というのは、やっぱり競争があって、いろいろな事業計画を比較精査した上で、よりよいまちの地域に、例えば地域の賑わいをつくったりとか、雇用を生んだりとか、地域と共存共栄していくというプランがあれば、まちとしてはそっちにお願いするというのが一番いいところだと思うんですけど、漁業権を主張されてずっと行くということであれば、もうその1者でずっと行かざるを得ないのかなと単純に思うんですけど、そのあたり、今後5年、10年とそのスパンを切ったときのまちの長期ビジョンっていうんですかね、ここの管理する長期ビジョンというのをお聞かせいただきたいなと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 基本的には地域振興にかかわる施設になりますので、しっかりと運営していただいて、地域の方に還元できる形が一番ベストであるし、それに向かって施設が運営される必要があるというふうには考えてございます。

先ほど言われたように、漁業権を持っているからその人に決まるんじゃないかというのは、そうではないと僕は思うんです。基本的には提供いただいて、その辺を地域の振興になるように活用していただくように、漁業者の方にも協力いただいているというふうには理解しているところなんです。

ただ、その指定管理者の選定に当たって、それだけではなくて、やはりちゃんとした運営なり、事業計画なりをもって運営していただかないと、やはりだめといいますか、赤字も出して町が負担をしてというところになると大変なことになりますから、その辺はしっかり条例の中で、どういうステップを踏んで選定していくかということ踏まえて選定させていただいている状況になりますから、永遠と言ったらおかしいですけど、やっぱりトータル的に判断させていただいておるとい状況でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 それならば余計にそう思うんですけど、公募してからでも、例えばA者、B者を比較してからでも遅くなかったのかなと思うんです。今回は1者だけで審査しているところですけども、1者があるって、もう一者、もしくはもう一者があるって、多分同じ評価になろうかと思うんですけども、そういう中でいくと、一般的に「しっかり公募されて、比較検討されてここにされたんだな」というのが住民の方から見える形になって、説明がつくのかなと思うんです。

要は、ここありきで決めているという形をとるのじゃなくて、公募でしっかり検討して、最終ここになったという形がきれいやったのかなと私は思っているんですけど、そうしなかった理由というのがここに書かれてるんですけど、なかなか理解が難しいかなと思ったところなんですけ

ど、その辺の説明をもっとできますか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 先ほど当初からの過去の経過を説明したとおりで、これはご理解していただいたと思います。平成24年12月の委員会で指定管理者の件についてお諮りをしています。そのときに、公募によらない選定をするということについての意味合いの中で、前回までは公募による選定委員会という形で開いて指定管理者を決定していた。その後、漁業権の問題があつて、開催前のときに説明したように、他の業者がもし公募によって指定管理者をとった場合に、果たしてそれが十分な管理運営ができるのかといたら、できないというのがあるんです。それはなぜかといいますと、平成18年3月9日なんですけれども、当時の町長さんと当時の組合長山原さんが確認書を交わしています。

その中には、2つありますので朗読させていただきますけど、「乙は、甲が設置した海釣り公園の区域内において操業を行わないものとする」ということは、いわば、操業権を放棄しないと。これに当たっては、その保証を甲に対して求めないという条項が1つあります。

2つ目については、「甲及び乙は、海釣り公園の設置・運営、もしくは漁業その他に関し問題が生じた場合は、相互協議して行う」というのを確認し合っているわけなんです。ですから、この確認の中で、まだもう一つあったと思うんですけれども、いわば、そこに定置網を置いていたという、先ほど副町長が説明したとおり定置網の、いわば漁業権を持っているわけなんです。操業権を持っているわけなんです。

だから、これをどうするかという問題が今後出てくる。例えば、他の業者が、地域以外の人が指定管理になった場合はどうするかと。それは、町が保障しなければならないのかといういろんな問題が出てくるので、これは当然、当時の関西国際空港の土砂採取に当たっての地元保障、いわば騒音対策、そういった小島対策というのが、当時平成5年ぐらいで、辻下副委員長さんをご存じだと、また、和田委員さんをご存じだと思いますが、小島対策というのがあつて、そのために海釣り公園をつくって地元還元せえというのが、海釣り公園の設置の一つの条件だったんです。

ですから、本来は、松尾委員がおっしゃるように、公募する自体が本当はおかしいんです、これ。地元組合員に委託をすればいろんな方法をして、地元が総合的に還元していく、組合も、また地元の一般の方も、双方が相互関係を良好な関係にして、海釣り公園ができたために地元が還元して、そういった騒音対策に対してお互いの配慮を考えるとということが当初の平成5年だったと思うんですが、そのときの、もっとずっと前からあったと思うんですけれども、我々、当時、私も議員をしてましたけど、先輩議員のときからこの話はずっと来て、ようやくでき上がったんですから、このときは、当時「指定管理者」という言葉がずっと出てきて、それまでは委託というのがあったんですけど、指定管理者というのがあつて、それによって選定をせよという指導が

あったものですから、恐らく当時の町長さんも、いわば公募による指定管理で行ったと思うんですけど、私になってからそういう状況がどんどん出てきて、これは問題で、もし今の指定管理者の方が「採算とれんから、もうわしやめるよ」となったときに、町はどうするのかという問題がある。ここでやっぱり一つの協定をしっかりと結んでおかないといけないということで、公募によらない指定管理という位置づけをしておけば、選定委員会の中で今の指定管理者がやっている運営の中身をしっかりとチェックできるやろうと。

では、もし今の指定管理者が永久的にやるのかと、そうじゃないと思うんです。もし問題が生じて、逆に指定管理者のほうが「もう悪いけども期限来たので、これで終わらせてくれ」と言われた場合に、じゃあ誰がするのかという問題がある。当然、地元には漁業権の問題があるから地元にもた行くのに、じゃあ、やってくれる人があるか、ないかという問題がありますので、今回については、前回からですね、委員会を設けていただいて、そこで今の経営状態をチェックして、かつ、それがよしとするなら継続してやっていただくと、お願いをするということでもあります。

前にも申し上げたと思うんですが、例えば健康ふれあいセンターは、町が5,000万円近い委託料を渡して、いわば管理運営をやってもらうのと、全く小島の場合は、一銭の金も出さないので、むしろまだ将来の点検、そういったものをするための積立金を積んでくれというような厳しい縛りをかけながらやっていただいていると。

ですから、覚書、協定の内容をしばしば変えていっているのは、やっぱり経営状況によって相談をしながらパーセンテージを下げたり、また、いいときには上げてもらうとかいうような形で取り組んでいるのが今の状況なので、半永久的にやるのかというのは、私はそうじゃないと思います。相手側から契約を解除される場合もあれば、町のほうから契約を解除する場合もある。

ただ、その場合は、地元の対策をどうするのかということをも十分踏まえてやらないと、非常に難しい問題が出てくるかなと、このように思っています。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 町長の説明はよくわかりまして、その中でリスク管理の話があると思うんです。私は、例えば今の事業者が「もうやめじゃ」となったときに、次どうするかというリスクの回避策というのを考えないといけない。けども、このままずっといっちゃうとその可能性も出てくるということですよ。言ったら、事業者がもうやめてしまおうという判断を下して、次誰がしてくれるかという状況に陥るリスクというのも考えられるから、そういう協定を結ばれたというのはわかるんですけど、そうなる前に公募をして、そういうことにならないようにしてもらえような人を探すとか、求めるというのも一つのリスク回避策だと私は思っていて、別にここでしっかりその事業者と協定とか、そういうことをしないようにと結ぶよりも、そっちのほうが多分リスク回避にはなるん違うかなと私は思っているんですけど、そのあたりはいかがですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 本来は、これは担当部長が答弁するのが普通なんですが、私のほうが過去のことにしたら議員という職をしていましたので、ある程度の理解をしているので私のほうでちょっと答弁させていただきます。

リスクの問題と言われれば、例えば、年間700万円の積立金をいただいていますし、料金の10%を、経営の状況によっては変更していかざるを得ないというのがあって、せんだって委員会でもご理解をして、ご了承いただいたんですけども、積立金を積んでいっても、途中どんどん崩れていってしまう、いわば、棧橋が腐食してくるから、その基金を使って毎年きちんと直ししておくほうがいいのじゃないかということをやするように、経営内情、また、そういう内容を変えていかないかと思うんです。それが協議だと思います。

リスクを負うのというのは、一番困るのは天候の具合とか、いわば回遊魚が来なくなってなかなか釣れないとなった場合に、今後、運営に赤字が出たら町が補填するのかという問題があるので、私はですよ、この決算の中身は触れたくないというのがあって、ただ、赤字が出るか、黒字が出るか、どんな経営をしているかということは常にチェックはしていますが、この中に触れて、これをこうや、ああやって言うたら、そのようにやって万が一リスクを業者が背負ったら、そのリスクの分をどうするねんという、逆に攻めに入られたら困るので、私としては、指定管理者がきちんと運営をいろいろ試行錯誤しながらやっていただいて、本当に一生懸命やっていただいているような、私はたまに見に行きますけど、一生懸命やって、今年はかなり売店のほうで物産がよく売れたというような話も聞いてますし、そうやって天候が悪いときには物産面で一生懸命やっていくとか、そういうことを考えると、次の業者が入ってきてできるのかといったら、できないんじゃないかなと思います。漁業権を外してくれない限り絶対だめですから、棧橋の上に立っているわけですから、棧橋の底に漁業権があるわけですから、恐らく難しい。そうしたら、地元の中で指定管理者を探さないかというようなことになる。それは、非常に困難なことかなと思うんですけどね。

ですから、漁業組合と自治区という両輪で、いわば相互関係をうまく有効にさせていただいて、小島対策のための海釣り公園としてやっていくほうがいいのじゃないかなと、そこへ、道の駅という、一つのまた国のほうからそういう指定も受けてやってるし、その点では交流人口も増えてきてるんじゃないかなと、そういういろんな要素がありますので、公募がいいのか、それとも、公募しないほうがいいのかっていうのは一概には言えないんですけども、私は今のいろんな条件をクリアしていくには、公募によらない方法の選定をして、そこでしっかりと運営の中身をチェックしていただくというほうが一番いいのじゃないかなと思います。

そして、地元の還元については、地元の方をかなり使っていただいていますし、役員も地元の

方らしく、今回はいろいろ了解していただいて自治区に、両組合に50万円ずつの、お互いにそういう、いわば海釣り公園からのそういう地元対策費というのかな、そういうもので、いわば売上げの中から提供していているということがあって、地元貢献ができているんじゃないかなと私は思ってますけどね。

だから、リスクの問題は、今の状態であれば問題はないですけども、赤字になってきたときに、よその方が赤字の施設まで手を出しにくるかといったら、恐らくないだろうと私は思うんです。そうすると、今の内容でいくと、やっぱり地元に使っていただかないといけないというのが、行政としての考え方になるのかなと思うんです。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 その経営云々というところで町長も心配されているというのは私も一緒でして、去年でしたか、海釣り公園への補助ということで100万円の議決があったと思うんですけども、そのときもちよっと今後のことを町長、今の現状の事業者の心情とかも織りまぜて私たちにお伝えいただいたと思うんです。そのときも、やっぱり釣り人口が減ってきて、経営状況というのも厳しいとか、しんどいとかいうのを聞かせていただいた経緯があったと思うんです。

そもそも事業者が前向きにこの事業をやっているという意識というか、意思があつての話でいいのかどうか、これはそもそもの話になると思いますけど、それで手を挙げられたのかということが1つ、そこがなければ、なかなかいやいやではやっていかれんのもうかなと思いますから、そこはしっかり聞いておきたいということと、経営のリスクということで、私、一個人としては、例えば今、「道の駅みさき」を管理していただいている「よってって」さんがあると思うんですけど、あそこは多分広域で事業をされていて、多角事業をされているということがあるので、例えば、この事業が多少悪化してきたとしても、その法人内で補填ができるような体制になっていると思うんです。例えばそういう多角事業をされていて、安定基盤があるような事業所というのも、今後、ひょっとしたら可能性があらわれてくるかもしれないと私は思っているんです。

今後、地元との共存共栄というところでいうと、今後の話なので、新しいところが絶対共存共栄できないというわけではないと思いますし、なってからの話だと思うので、そこは別に今の事業者がこうだからという、選定理由にはなかなかちょっと厳しいところがあるのかなと、客観的に見たときに私はそう感じたんです。

そのあたり、例えば公募にすると、そういうようなメリットも出てきて、例えばそういうような盤石な事業者が手を挙げて、もっともっと地域への活性に資するような事業をやってくれるような可能性も出てくるのかなと思うんです。

別に私は、今回の指定管理者のことを悪く言ってるわけじゃなくて、その決定の仕方について、今後の5年、10年先のことを見据えたリスク回避ということで今ちょっと述べさせてもらって

いるだけなんですけど、そういったところで、別に今後もずっとこういう形で、公募を行わない
手続による選定を行っていくのかどうかというのがちょっと聞きたいところかなと思ってまして、
このままで行くと、多分5年も10年先もそういうように、特段赤字が発生しないのであればこ
うなっていくのかなと思うんですけど、そうすると、新しい考えを持った若い団体だったりとか
の芽を摘むようなことになってしまわないかなとちょっと危惧しているところはあるんですが、
いかがですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 どこまで行っても、これは多分松尾委員と私とはかみ合わないと思います。考え方が真っ向から
違いますので、私は、当時の海釣り公園についての建設は、騒音対策、いわば関西国際空港の二期
工事をやるための土砂採取地の棧橋を今は利用していますけれども、本来は海釣り公園をつくる
というのがもともとの地元の要望でしたので、ですから、地元というのを中心に考えている私と、松
尾委員の場合はそうじゃなくて、いわば指定管理者がうまくいくか、いかないかという議論をなさ
っていると思うんです。今の指定管理者を悪く言うのではないけども、じゃあ、もしそのままうま
くいかない場合はどうするのかという話に来ると、私が言っているのはそうじゃなくて、地元優
先の、地元が要望していることに応えていくというのがまず行政の立場かなと思ってますので、そ
の辺が違う。

だから、松尾委員の場合はそうじゃなくて、地元があかんかった場合は、よそからもっといい
選手が来るかもわからへんやないかと、そうしたら、公募しておいたほうがいいんやないかと、
例えばここがうまくいかんかっても、よそからいい選手が来ないというのが考え方の原点だと思
うんです。

私はそうじゃなくて、そのときに問題が生じた場合は、また地元と、管理者とも十分話をしな
がら、どういう方策を講じたらうまくいくのか、海の観光資源がなくなってしまう場合は、またそれをどういった声にしていくのかとか、いろいろ将来にわたって考えるには、今の状
況からいくと、まだほど遠い問題があるというのは、今まだ赤字も出てないし、去年よりも今年
の利益も上がっていますし、私はそう深刻に考えるところまでは来てないのじゃないかなと思
うんですけどね。

反保委員長 小川委員。

小川委員 1点だけちょっと確認させてください。

先ほど、部長が平成19年に小島漁業組合と協定書を交わしたっておっしゃいました。その後、
小島漁業組合と協定したのは、今も生きているのかどうかというのと、この登記を見たら、小島
漁業組合の管理者が平成20年4月4日に株式会社に登記をしたと。

だから、最初小島漁業組合と協定したものが今も生きているのであれば、今問題になっている

漁業権云々の文面については私は理解できるので、何らこの文面の感じ方、受け取り方というのは個々に違うと思うんですけども、平成19年9月の協定書というのは、今も生きてるわけですか。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 協定ではなくて確認書になるんですけど、平成19年9月10日に漁業組合のほうと結ばれてまして、今も生きている状況でございます。

小川委員 わかりました。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 先ほど松尾委員のほうと町長のほうで議論されている中で、リスク管理のお話があったかと思います。やはり指定管理者と、基本協定というのを結び、その中で、そういうリスクを回避するために、その辺をきっちり定めて、問題ないように手続も踏まえてさせていただいているという状況でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、経営悪化時でも、例えば町は補填できないよとかっていう旨をしっかり記載するという感じになるんですか。経営については自主で自立していただいで、しっかりやっていただくということを明記されるということですね。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 委員ご存じのように、そういう形で結ばれているという状況でございます。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 役員についてなんですけど、今、現在事項全部証明書を確認させようと、この8名の方が並んでいると思うんですけど、1点気になるのが、同じ方が重複して記載されているんですけども、これってどういう意味があるのかなと思うんですが。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 資料提出させていただいた登記簿謄本のことでよろしいですか。

私のほうとしましては、この取締役が4名のうち、代表取締役として併記されていると理解しておりまして、7名であると理解しておるところなんですけれども。

反保委員長 松尾委員。

松尾委員 何度もすみません。先の定例会2日目で、田島議員の質問の中に、役員報酬が月5万円支払われているということでいくと、今7名いらっしゃるということで、合計月35万円支払われているという確認でよろしいですか。

木下都市整備部長 はい。指定管理者のほうに問い合わせ確認させていただいて、約5万円という状況でございます。計算しますと、委員のおっしゃる形になろうかと思います。

反保委員長 ほか、ございませんか。

中原委員。

中原委員 資料をご用意いただいておりますので、そちらからもお尋ねしたいと思いますが、先に別紙のことで、ちょっと選定経過のことをもう少しお聞きしたいんですが、先ほど松尾委員の質問、それに対する答弁の中で、今年度に入って選定方法などの準備をしてきたというお話がありました。今年度に入ってから準備をしてきて、それで審査委員会の開催は11月に入ってからということに資料の中ではなっているんですが、本来であれば、もっと早くから審査委員会を開催する必要があったのじゃないかと思うんですけど、これは時期については、もともとこれぐらいの時期をお考えであったのか、遅れたんだとしたら、こういった要因があったのかお尋ねしたいというのが1点目です。

それから、1回目と2回目の開催日時、開始時刻は書かれておりますが、参考までに終了時刻を2回ともお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 当初より12月議会のほうで上程する予定で進めてきておりましたが、災害の発生などがありまして、少し事務の手续がおくれてしまったというところがございます。それは、次回の反省点だと思っております。

それと、1回目、2回目の終了時刻についてでございますが、1回目は午後2時から始まりまして、終了時刻は午後4時ごろでありました。第2回目につきましては、午後0時を少しオーバーしまして、午後0時15分ごろに終了したと記憶しております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお聞きをした審査委員会の開催時期ですが、当初は、いつごろ開催するご予定だったのかということが1点と、それから、追加でお配りいただいた、岬町海釣り公園指定管理者申請書の18ページの収支計画が記載されておまして、これについてもお尋ねをしたいと思います。

予算ということで示されておりますが、その中で、平成29年度、今年度のことを指しておられると思うんですが、見込みということで数値がずらっと並んでおります。それで、その中の町納付金についてお尋ねをするんですけど、施設整備負担金と、それから利用料金と記載されていて、消費税別の7%というのが利用料金というように計画されているんですが、この7%というのは、今年度既に7%ということになっていると見るべきなんではないでしょうか。このあたりについて、審査委員会の中で議論は行われているかどうか。また、行われていないのであるとするならば、町としてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えさせていただきます。

当初は、今年度、10周年記念イベントを海釣り公園のほうで実施していただきました。その後、速やかに1回目を開催する予定でございましたが、10月22日に災害が発生いたしまして、台風等による災害でその緊急対応に迫られましたので、2週間ほど1回目の開催がおくれたものでございます。

それと、収支計画につきましてですけれども、28年度、29年度と28年12月議会のほうでご説明させていただいたとおり、現行事業者のほうが率の減額要望をしております。28年度、29年度は補助金で承認をいただいたところでございますが、そのときにもご説明を申し上げますとおり、事業者からは10%を7%に減額してほしいという要望が出てきております。それについて、それに準じた形でこの申請書は提案されてきたものと理解しております。

実際は、そのときにも説明いたしたと思うんですが、現在の指定管理期間中の暫定的な措置として補助金として対応し、新たな指定期間では基本協定第44条の見直し要望に基づきまして、その要望について、指定管理者が、次期指定管理者が決定後、指定後に協議を行い、率を決定するということが確認をされているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 2つ目にお答えいただいた町の納付金にかかわることですが、今の説明でありますと、この見込みの表については、10%という前提でこのときは算定をされているということになるわけですかね。この表には7%で入っているけれども、実際問題としては10%として運用しているということですね。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 こちらの申請書の収支計画書は、30年度より7%で運用していく収支計画書が提出をされております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ということは、この申請書は、この部分については事実にはそぐわないということになるんですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 先ほども申し上げましたが、率の協議は指定後の協議となっておりますが、現行の指定管理者の要望としては、30年度、新しい時期の指定期間が始まることから、10%を7%に減額してほしいという要望がなされておりますので、そういう形での提案がされてきているものでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 私は、この見込みの部分については、やはり現行の運用どおりの表記をしておくべきであつたであろうと、そして30年度以降については7%にという希望のとおり予算にされても、それはもう事業者としての考え方が反映しているということなので、そうなのかなと思うんですが、ちよっ

とそういう意味では、この資料の妥当性については疑問が残るところではありますが、今、協定の見直しについては事業者が決定後、協議をしていくということでありました。この納付金の10%をどうするのかという問題については、以後の協議ということになるのでしょうか、この申請の段階で収支計画、予算が出されて、そこで7%と書かれているものを審査も通って、それを恐らく可ということ審査が通ったということだと思えますね。

そうなりますと、それを受けて今回指定管理者の選定、議会に提案されているというところからいきますと、事実上、町への納付金は10%から7%に引き下げることが前提になっているように私は思います。

それで、そうなりますと、今年度と昨年度に支出してきた運営のための円滑化補助金、あれはどのように扱うことにしていくのか、そのあたりについてはどのようにお考えなんでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 補助金につきましては、28年度、29年度と暫定的な措置として対応させていただいたものでございますので、29年度限りで補助金は終了いたします。30年度以降については、指定後にこの10%の協議に入ることになります。以上です。

反保委員長 いいですか、中原委員。

中原委員 貸借対照表についてもお尋ねをしたいと思います。今回初めてこういう形で貸借対照表をお示し、お配りをいただきまして、この1種類だけでは事業者の財政運営がどうなっているか、つまびらかに把握をするということは実際問題は無理なんですけど、ただ、これまでこういったものもお示しいただいていなかったところから考えますと、努力をいただいたと思います。

それで、まずお聞きするのは、これ以外に岬町として事業者から受け取っている決算にかかわる資料、具体的に申しますと、損益計算書であるとか、申告書、これは内訳明細書も当然ついたものでありますけれども、そういったものは、岬町としては提出をいただいているんでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 提出していただいた書類の中には損益計算書も含まれております。申告書は直近年度のものに限って付表ですね、預金以降の税務申告の付表については提出を1期のみいただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 貸借対照表というのは、損益計算書と対になるものでありますから、これだけ見てもなかなかいろいろなることはわかりづらいと言わざるを得ないですね。それから、さらに申し上げれば、やはり申告書の内訳明細書まで見せていただかないことには、とりわけ支出がどうなっているのかということについては、なかなか審査しにくいというのが実情だというように私は考えています。

それで、岬町としては、今回お示しいただいた資料以外にも受け取っておられるけれども、議

会に公表はされない、その理由は何かお聞きしたいと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 お答えします。

まず、決算報告書についてでございますが、会社法第440条の第1項第2項の規定では、株式会社は株主総会の承認後、遅滞なく広告しなければならないとされている規定がございます。また、会社法第2条の6号に定める大会社は、貸借対照表及び損益計算書の広告が義務づけられておりますが、この現行指定管理者の法人は、候補予定者はですね、株式会社であります。大会社に当たらないということから、貸借対照表のみの開示等をさせていただきました。

そして、一部公開というような感じで、今回の申請も出させていたいただいでるんですけども、申請書類はあくまでも審査会で審査していただいて、評価いただくためのものと考えてございます。

そして、指定管理者の指定については条例に基づいた事務手続を行いまして、選定事務を進め、経過や結果などを議会のほうでご説明を申し上げ、審議賜るものと理解しております。

なお、このたび候補者が提出した資料に係る請求に対する一部開示の考え方につきましては、資料に含まれる収支積算等は、一般には先ほど申し上げましたとおり第三者が入手困難な情報であると考えております。経営戦略上の諸般の事情や、事情を考慮して決定された金額であったり、法人内部において管理されるべき、本来そういうふうには法人内部で管理されるべき事項であるというふうにご考慮をいたしまして、それを開示することによって法人の事業活動が損なわれると、そういう慎重な取り扱いが必要になりますと考えております。

しかしながら、本件につきましては、過去の経営状況に伴う補助金の対応等のご承認をいただいたこととか、本件の審議の参考としていただくために可能な範囲の公開をさせていただいたというのが実情であります。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今お答えいただきましたけれども、私は、岬町所有の施設を利用して指定管理者として事業をしていただく限りは、とりわけ今年度、昨年度等、補助金も支出しているという状況もありますから、その事業者の財政運営については詳細までしっかりと把握をする必要があると考えておりますので、それでいつも資料を請求するんですが、経営戦略なんかで知られたら困るようなこともあるのかもしれないけれども、例えばどんなようなことなんでしょう。一般的な話で結構ですけども、要するに、知的財産のような格好で守られなければならないものということを指しているんだと思うんですけども、知られることによって起こる不利益とか、そういうのは具体的にはどんなことが起こり得るんでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 これは1つの例として挙げられているものがございますが、事業計画書につきましては、法人の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報と解されることから、開示することによって法人の事業活動が損なわれるおそれがある重要な情報と解する部分がありますので、これを非開示とした例とかがございます。法人の収支予算につきましても、法人の財産状況及び収益状態についての情報が記載されていることから、法人の社会的信用に影響を及ぼす重要な情報でありまして、事業活動を行う上での内部情報に関する情報と解され、解することが法人の事業活動に損なわれるおそれがあることから非公開とされた例がございました。

そういった意味と、先ほど申し上げた決算報告書においては、会社法でそういうことが規定されていることなど、そのほか法人の印影や定款に関する部分、納税証明に関する部分などの記載がございましたので、岬町の情報公開条例と照らし合わせながら判断したものでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、一般的な例ということでお答えをいただきましたけれども、ノウハウなんかで、この事業者が外に漏れたら不都合な不利益につながるような特殊な何かをお持ちだということなんでしょうか。

それから社会的な信用の問題、それは理解はできますけれども、例えば財政運営上不安定な、大きく不安定な要素があるだとか、財政運営上その信頼を損なうということかというと、安定的な財政運営が困難だと見られかねないというものであるのであれば、それはむしろ私は公開して、もしも援助が必要なのであれば、技術的な助言も含めてチェックするべきだと思うんですね。何か特殊な技術面でノウハウをお持ちなんでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 要するに、先ほど申し上げてますとおり、経営上の法人事業者の運営の実績とかノウハウを言ってることで、特別に事情があるというふうなことではありません。そういうふうに解釈しております。

そして経営が困難とかいうことでもなく、収支積算というのは会社にとって重要な要素があり、内部的に管理されるものという情報と解釈しておるところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 貸借対照表の大づかみな解釈についてお尋ねをしますけれども、これ過去3年間、ちょうどその3月31日現在のものを出していただいているので、恐らく毎月これは作成されてるんじゃないかなと思いますから、本当にその切り取った部分ということにはなりますが、参考にはさせていただいて、見せていただいております。

お聞きしたいことは、まず、負債の部で固定負債の中に長期借入金がありますけれども、これは長期というだけあって1年以上借りているお金のことを指すわけですがけれども、この金額の推移からいきますと、742万円、これは2015年、742万何がし、それからその翌年は40

0万何がし、そして一番直近、今年の3月31日現在ということで見ますと、356万円余りということで、これは着実に負債を、長期の借り入れについては着実に返済を進めておられるとお見受けしてよろしいのでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。具体的な情報としては、長期の借入金のうち、この春に1つ払い終えたものがあるというふうにはお聞きしております。以上です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 もう一カ所お尋ねをしますが、裏面の繰越利益剰余金についてもお尋ねをしますが、2014年は、繰越利益剰余金としては1,382万何がし、昨年3月の段階では1,539万何がし、そして今年の3月31日では1,562万円余りということですね。そこから見ますと、年々利益は増やしている。着実に利益を生み出して、かつ、その利益を増大させているとお見受けをするんですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 ずっと黒字で推移してきておりますので、委員のご理解でよろしいかと思うのですが、具体的に税理士さんが編成したものでございまして、確認はできておらないところです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 もう一度お聞きします。これは小島フィッシング株式会社の貸借対照表としてお示しいただいたものでありますけれども、ここに書かれている数値から見ると、私が今申し上げたような結論が導き出せると見ていいのかどうかということを聞いています。これは別に、今、目の前に小島フィッシング株式会社の貸借対照表があるので、それについて聞いているんだけれども、別の会社のものであったとしても見方は同じじゃないですか。私の見方、これでよろしいかということ聞いてます。着実に利益を生み出して、かつ、増やしているということで見ているんですかと、健全ですかということです。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 委員おっしゃっているとおり、黒字を積み上げてきておりますので、利益剰余金が増加しているものと考えていただいて結構かと思えます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、長期の借り入れも着実に減らし、なおかつ黒字で、毎年、これはその瞬間瞬間を切り取ったところではありますけれども、利益をきちんと生み出してかつ増やしているということいいまして、非常に健全な財政運営をなさっているということだと私も理解をするんです。そうなりますと、今年と昨年支払った円滑化補助金、町の予算からいいますと、100万円という非常に割合が低いわけですが、金額の多寡にはかかわらず、なぜそういうものを支出する

必要があったのかという疑問が生じます。それからなおかつ、来年度以降の申請書、事業計画の中を見ますと、10%を7%に引き下げてくださいということがあります。この必要性があるのかどうかということに私は大きな疑問を感じるんですけども、そのことに対してお答えをいただきたいと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 この補助金につきましては、議会のほうでもご説明させていただいたように、近隣の地域の住民さんなり。

中原委員 目的は覚えてます。何でお金を出したのかも覚えてます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 前にも説明させてもらったと思うんですけども、入場料金の中からその地元への、まあいわば、あれ何という名目だったのかな、100万円出したのは、年間500万円もらう中で、それをその中から200万円は基金に積んで、残りの300万円、この中から200万円を出していくと、こういうふうの説明させてもらってますけれども、利益が出たから出してるんじゃないんですよ。そういうふう理解していただきたいんです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと今のお答えは私うまく理解できなかったんですけども、私この地元の方々、また協力者、具体的に申し上げますと、小島の自治区と、それから漁業組合と、ご苦勞もいただいている、ご協力もいただいているということで、円滑化補助金を出してほしいという話があったといういきさつだったと思うんです。ただ、その入り口としては、非常に経営的にも苦しい面があるという面が議論の中であったと思うんです。だから、そのこととの整合性がとれないんじゃないんですかと私は今聞いているんです。

ちょっと資料が、これ本当にその月のその日のことなので、本当だったらこれ恐らく毎月つくっておられるので、毎月の経過を見たりとかしないとわからなかったり、それだけではまだわからない。だから損益計算書も出してほしいとか、今日は申告書のこととも言わせてもらいましたけれども、明細書とかも見れば、いきさつもよく理解できるんじゃないかと思ってるんですけども、過去に説明を聞いてきたお財布事情が大変だということは、どこへ行ったのかなということを私は聞いているんです。

反保委員長 田代町長。

田代町長 町長の田代です。大変だというのは、過去からずっと考えると利益幅がどんどん下がってきているという理解をしていただきたいんですね。赤字にはなってないんですよ。先ほど長期借入金の話の質問がございましたけれども、これも議員さんは承知かと私は思ってたんですけども、これはドーム建設のときに、いわば積立金を取り崩してドームを建設した。そのかわり指定管理者も自ら

汗をかいてもらうということで、いわば金を工面していただいてドームを建てた。その長期借入金が残って、それがだんだん年々減ってきているという理解をしていただいたらいいのかなと思います。

ただ、利益があるのに、苦しいのにこれを出したのかと言われると、地域に出したのかじゃないんですね。地域に還元できてないから何らかの形で出していかなきゃいかんと、漁業組合が魚礁とかいろいろな魚が、いわば釣れるようにするために海を掃除したり、そういった用も無償でやってくれていると、それで地元の方もいろいろな清掃とかそういうのをやって、何らあの施設ができたにもかかわらず、地元は何ら還元がないじゃないかという声大きいから、それを私どもの入場料金の10%、8%ですかね、の中から200万円出していこうということで、先生は、これは理解しにくいということで反対なさったと思いますけれども、当然これはそのときに、委員会としては了解を得てますので、これの繰り返しをやるのはちょっと委員長ね、やっぱり整理をちょっとしていただきたいと思うんですわ。でなかったら、これ、もし業者の方がこの議論を聞かれたら、やっぱり変なふうにとられたらいかんと思うんで、その辺をきちんと整理をしていただきたいと思うんですよ。

反保委員長 中原委員。

中原委員 じゃあ、私も繰り返しということは避けるべきだと思いますので、おっしゃることはわかりますけれども、過去の議論の中で事業者の経営が大変になってきたということは、全く補助金を出すときの理由ではないということによろしかったですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 大変だというのは、本当は一括でいわば町に700万円という基金を積んでいただかないかのが、2回に分けて、年度がまたがってやっていることは大変だということなんですね。それだけ資金繰りがえらいということを指定管理者の方は言うておられるんですよ。だからそれを何とか一括でできないだろうかという話も担当としては詰めたんですけども、やっぱり資金繰りがえらいというのは、金の回し方が非常に厳しいと、いわば夏場と冬場の違いもあったりして、いろいろ資金繰りがえらいという、そのえらさのことを言うておられると私は理解しておるんですけども、実際決算をすると、わずかながらでも利益が上がっているというのはこれはもう確かで、これ赤字だったら我々もうちょっと考えていかないかんと思うんですね。ですから、今は一生懸命頑張っただいて、黒字になっているから、そうやって地域にも還元ができるというように理解していただきたいと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと話があちこち行くのであれなんですけれども、2回に分けて、確かに納付金を納めたことがありました。1カ年だけだったかなという気がしているんですけども、ちょっとはっきり覚

えてないんですけども、2カ年にわたりましたかね。そのときに、町の担当のほうからは1回で払わなあかんことないんですよと、別に2回に分けたっていいですよと、無理しないようにというように働きかけも行われていたようでありましてけれども、今の話でいうと、経営が大変になったという中身は、そのときの分割の支払い方のことを指しておっしゃっておられたということなんですね。なるほど。

ただ、私はこの資料でいただいたものから見ますと、繰越利益剰余金これだけありますしね、どうしてそんなに大変になるんだろうという、また別の角度の疑問が生じてくるわけなんです。その点なんかについてはどのようにお考えですか。

反保委員長 小川委員。

小川委員 ちょっと議事進行で。

これ28年の当時の事業委員会で補助金8年だったですよ。平成28年、僕も事業委員会に出たので、そのときの議論をもう一回やり直すんですか、進行上。

中原委員 もう一回じゃありません。確認しています。

小川委員 その確認、28年度分を今するんですか。

中原委員 今の答弁で新たに生じた疑問を再度お聞きしたかった。

小川委員 委員長の采配に任せますけれども。

反保委員長 今、小川委員が言ってますのは、もう既に28年度にそれを同意したと、それを繰り返すんですかということですね。

中原委員 私は、全く同じことを繰り返してるつもりはありません。それから、再度そのときの議論での私の理解と違う事柄があったのかなと今の答弁を聞いて思ったので、お聞きをしているまでです。

それでね、私、今また質問しました。やりくりが大変やと、それはこれ3年間のうちの3月31日現在という資料でしかないの、もっと過去には大変な時期があったのかもしれないけれども、私から見ると、先ほど申し上げたとおり、繰り越し、翌年度に繰り越せる剰余金が積み増しされていると、それも1,000万円を超えて積み増しされているという状況を考えますと、そんなにやりくりが大変なのかなという素朴な疑問が発生するんですよ。そのあたりの実態はいかがでしょうか。何かご存じのことがあれば、事業者としてご苦労されているところだと思しますので。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 そうしましたら、この貸借対照表の利益剰余金なんですが、27年3月31日が1,382万5,618円と3期前の剰余金がありまして、それで28、29と比較しますと、27から28の差額が当期純利益、28年度の当期純利益と27年度かな、のなるんですけども、このときは157万円ほどの当期利益があったんですけども、28年度の3月31日現在と29年度の

3月31日現在では22万3,000円というような推移があります。

それと、事業者のほうは、前から半期、半期で報告させていただいてるんですけども、利用料収入が、利用客数がかなり減少してきている推移がございまして、そういう中から要望をしてきているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 という今のことで言うと、利用客が減ってきて、あちらから要望があった、円滑化補助金の要望があった。そうしたら、経営が大変だから要望があったというように私は以前から理解をしていたと言いましたけれども、その理解でいいということになるんですか。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 そういうご理解でよろしいかと考えております。申請書の18のほうに収支計画の5年見込みがあると思うんですが、ここでも利用料収入は余り大きく伸ばすような収支を組んでおられませんし、物販のほうに何とか力を入れていくような提案がされてございます。そういうことから、委員が理解してくれているところで大筋は間違っていないと考えてございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと、町長の途中の答弁で私の理解が間違っていたのかなと思ったので、重ねて聞かせてもらいましたけれども、理解できました。

それで、いろいろ大変な時期はあったと思いますけれども、これはその補助金の問題ですけども、今年と昨年度100万円ずつ支払っているわけですけども、この貸借対照表を見る限りにおいては、経営が大変だということが出発点の1つになって補助金を支払ってもらえないだろうかという要望があったということから言うと、そんなに私経営が大変だとは見えないんですけども、そうなったら町がなぜ支払ったのか、そこに疑問が発生するんです。

それから、さらに、大きな返済の問題で、長期借入金、今年の春に1つ払い終えたということで、非常にほっとされているんじゃないかなと思うんですが、そういうことでいうと、今後の計画、また設備投資等の計画があるのかもしれませんが、借りているお金の返済については軽くなっていくということが考えられますから、町への納付金の10%をやはり7%に減らさないといけないのかどうか、その点について町としてはどのようにお考えになるか、この2点をお聞きしたいなと思います。

反保委員長 吉田課長。

吉田産業観光課長 事業者の要望内容について少しご説明させていただきたいと思うんですが、収入が減少していることと利益も準じて減少しているわけなんですけども、その減額分を減額要望は出てきておるんですが、減額分を運用資金に充てる提案ではなくて、減額分を地域のほうに、地元のほうに還元する経費として充当してまいりたいというふうな提案がされておりますので、純粋に運用資金に充

てるわけではなくて、地元への還元対策としてそれを、減額分を利用したいというふうな申し出が
ございますので、その辺についてご理解いただきたいなというふうに感じておるところです。

反保委員長 中原さん、最後の一言。

ほかの方、質疑ありますか。

松尾委員 最後の質問いいですか。

反保委員長 はい、松尾委員。

松尾委員 先ほど町長に聞くのを忘れてたかなと思うことがありまして、聞くのというか、私が投げかけた
中に、まだお答えになってなかった分があったかなと思うんです。私の中でこれは一番大きな判断
になると思うんですけれども、この、そもそも今回は公募に当たらない理由ということで選定され
ていることです。公募やらないということでやっていますので、ちょっと厳し目に今回は質問させ
ていただいたんですね。

一番大事なところでいうと、その事業者自身がやっていくんだ、やりにいくんだという意思の
もと、今回あげられているのか、そうじゃなくて、逆にまちからお願いせざるを得ないという立
ち位置で今回こういうようにあげられているのかというのを、どちらなのかなというのをお聞き
したいなと、最後に思います。要は、事業者自身が前向きに今後こういうようなことをどんどん
展開して行って、地域を発展させていくんだという気持ちでいるのかどうかというのをお聞きし
たいなと思います。

反保委員長 木下部長。

木下都市整備部長 基本的には、その事業者でございますから、やっぱりちゃんと指定管理を全うすべくや
り抜く形でされている状況です。

反保委員長 田代町長。

田代町長 ちょっと補足します。やる気があるということだろうと思いますけれども、こうやって小島フィ
ッシングから海釣り公園の指定管理者申請書というのがきちんと、これだけの資料が出てますので、
指定管理者としては、当然今の継続してやりたいということだろうと思います。それだけご理解し
ていただきたいと思います。

反保委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反保委員長 はい、反対ですか。どうぞ。

中原委員 私、もっとたくさん聞きたいことがあったんですけども、なぜ聞きたいことがたくさん発生す
るかという、求めている資料の詳細が提出されないからなんです。それは、岬町として一定のお
考えを持ってのことでしょうから、提出されないという事実を受けとめるしかないわけなんです、

先ほどお聞きをしております、私は以前からこだわっておりますが、今年と昨年支払われた運営円滑化補助金の支出の妥当性については認められないと、今回改めてご提出いただいた貸借対照表も見て、そのように考えております。

なおかつ収支の計画でいきますと、町への納付金を10%から7%に引き下げると、先ほど答弁あったとおり、そのお金は今岬町から支出している地元の皆さん、また漁協の方々への補助金と同じような扱いをされるということであると、私から申し上げますと、同質の事柄なんです。項目の名前が変わっただけのことで、それにさらに10%から7%、3%となりますと、今支払っている100万円より少し大きな金額になるとも考えられますから、その点に大きな疑問を感じています。少なくとも、一部ではありますが、貸借対照表から類推できる事業者の経営状況でいうと、非常に健全だということに見るべきだと思いますので、そこに対して補助金を支出することであるとか、それと質の似たようなことにつながる利用料金の3%の引き下げということは、私は妥当性がないというように考えています。

それから、事業者が聞いたら、こういうことを言われていたら気分を害するのではないかとということも触れられましたが、それは当然そうだと思います。しかしながら、私は議員でありますから、岬町が所有権を持っているその施設の運営をお願いしている会社の実態について、運営の中身もそうですし、財政状況もちろんそうですが、そういった事柄について、ほかの事項と何ら変わりのない形で公正にチェックをするということは当然の責務だと思っておりますから、聞かせていただいたまででございます。

地元対策という格好で漁業協同組合の方々に魚礁の設置をしていただく費用であるとか、あとは地元の自治体に清掃していただく協力金という格好で支払われている年間100万円、過去2カ年に及ぶものでありますけれども、そういったお金の支出そのものに問題があるわけではなくて、それは事業者として必要だと思えば支出すればいい話で、そこに税金を投入する、また同質の事柄をするということについて私は疑問がぬぐえませんが、なおかつ繰り返し申し上げているとおり、事業者の財政状況は非常に健全だということに見受けまますから、さらにその支出に対して疑問があるという点から、今回は賛成できないと考えるものであります。

反保委員長 ほかに討論ございますか。

松尾委員。

松尾委員 賛成なんですけれども、ちょっと要望を加えて言いたいと思います。

町長等からですね、今回の公募を行わない手続による候補者の選定理由についてお聞かせいただきまして、一定の理解はできたんですけれども、やっぱり今後5年、10年先を考えたときに、どうしてもリスク管理、私の中でのリスクというところで行くと、ちょっとぬぐえない部分があるんですね。どうしてもそこだけに固執してしまうとなると、息詰まる部分がありますので、や

っぱり公平公正の観点から、住民もそういうことやったんだと納得できるような選定方法とい
いますと、やっぱり公募によるところが一番いいのかな。それで比較検討をやった上で、結果的
にこうなるということであれば全然問題ないかなと思うので、今後その5年先、10年先のこと
を考えた上で、ぜひともそういう一旦は公募してみるというところで考えていただきたいなど要
望しておきたいと思います。

反保委員長 ほかにないようですか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 はい。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第77号「岬町海釣り公園指定管理者の指定の件」について、原案のとおり可決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第77号は本委員会におきまして可決されました。

反保委員長 以上で、本委員会に付託を受けました案件5件については、全て議了しました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、
委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午後2時37分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、
ここに署名する。

平成29年12月7日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男